

地域でつくる、安全で環境にやさしこまち

基本目標 **2**

あんしんの施策

生活・環境

2-1 環境にやさしいまちをつくる

環境にやさしいまちをつくるため、自然環境の保全・創造を図るとともに、省エネルギー・省資源の推進と適正なごみ処理など、環境に配慮した行動を市民・事業者・行政が一体となって進め、より良い環境を次世代へ継承します。

施策2-1-1 環境保全・創造の推進

施策2-1-2 ごみ減量・リサイクルの推進

施策2-1-3 環境意識啓発と身近な取組の推進

2-2 犯罪や事故のない安心して暮らせるまちをつくる

犯罪や事故のない安心して暮らせるまちをつくるため、市民一人ひとりが犯罪に巻き込まれないよう、防犯・交通安全意識の啓発を行うとともに、市民・行政・関係機関の協力のもと、地域ぐるみで犯罪や事故の防止に取り組みます。また、だれもが安心してまちを歩くことができるよう、交通安全施設の整備を行うとともに、交通規制の実施を推進します。さらに消費者意識の高揚に努め、消費関連のトラブル防止に取り組みます。

施策2-2-1 犯罪抑止のまちづくりの推進

施策2-2-2 地域の防犯力の向上

施策2-2-3 交通安全対策の推進

施策2-2-4 消費者の利益の擁護

2-3 火災や災害に強いまちをつくる

火災や災害に強いまちをつくるため、防災情報収集伝達体制の整備などハード面の整備とともに、市民一人ひとりの意識向上に基づく地域の防災体制の強化を進めます。さらに、近隣市町との広域的な連携の強化により、大規模災害などにも対応できる総合的な機能拡充を進めます。

施策2-3-1 災害に強いまちづくりの推進

施策2-3-2 消防・防災体制の充実・強化

施策2-3-3 地域の消防・防災力の確立

施策
2-1-1

環境保全・創造の推進

目的	対象	自然、市民、事業者
意図		・生物が生息する豊かな自然環境が保全・創造される ・環境に負荷を与える活動を抑制する

生物が生息する豊かな自然環境を保全・創造できるようにするために、*地球温暖化対策や公害対策、省資源・省エネルギー対策を推進し、*環境共生都市の創造に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 河川水質の測定箇所数に対し、*環境基準を達成している箇所の割合（16河川19地点で測定している*BOD値の環境基準に適合している割合）	74% (平成18年度)	85% (平成24年度)
② 自動車排出ガスの年平均値 環境基準：NO ₂ （二酸化窒素）=1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下	0.025ppm (平成18年度 国道16号増戸 年平均値)	0.021ppm (平成24年度)
③ *新エネルギー導入件数（公共施設）	8施設 (平成18年度)	20施設 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 従来は、高度成長期にみられたような産業型の公害が環境に大きな影響をもたらしていましたが、近年は各種の法令などによる規制や事業者側の努力による改善が見られています。しかし、今日においては、生活様式の高度・多様化により、河川の水質汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染など、市民生活そのものに起因する都市・生活型公害が発生しており、環境に大きな影響を与えています。電気や燃料など大量のエネルギー使用に起因する二酸化炭素をはじめとする*温室効果ガスの排出は、地球温暖化や大気汚染など、様々な問題を引き起こし、地球環境問題にまで波及しています。
- ◆ 今後は、市民・事業者・行政が一体となって地球環境について考えるとともに、環境に配慮した生活・活動を実践していくことが求められています。
- ◆ 市内にはホタルが生息する自然環境や野鳥が訪れる水辺環境などがあり、自然環境の保全や市民が恵まれた自然環境に身近に触れられる環境づくりが求められています。
- ◆ 本市では、平成18年度に「*環境基本条例」を制定し、「市民・事業者・行政の3者の協働により、良好な環境を保全し、創造していく」としています。
- ◆ 今後においては「*環境基本計画」に基づき、本市が行う環境への取組を総合的かつ横断的に実施していかなければなりません。

■ 環境共生都市の創造

- 「環境基本計画」並びに環境施策の個別条例を実効あるものとするための啓発事業などの諸施策を展開します。
- 公害対策から廃棄物・*リサイクル対策、緑地保全・整備など総合的な環境保全対策を実施し、自然環境共生都市をつくります。
- 環境にやさしい生活様式と社会経済システムの構築を図るため、「*行動主体別環境行動指針」を推進します。

■ 自然環境の保全・創造

- 本市は、川、田園風景、平地林など美しい自然に恵まれています。これらの優れた自然環境を適切に保全するとともに、次代へ継承するため、市民の意識高揚・啓発を図ります。
- *緑のトラスト制度などによる自然環境の保全、河川沿いの空間などを活用した*ビオトープの整備などにより、多様な生物が生息できる自然空間の保全・創造を進めます。

■ 地球温暖化対策の推進

- 「環境基本計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制に係る市、市民、事業者の行動指針などを推進します。特に地球環境問題の理解と協力を得るため、各種啓発事業を推進します。
- 本市の温室効果ガスの排出抑制のための「地域推進計画」を策定し推進します。また、市の事務事業に関する「実行計画」を策定し推進することにより、市が率先して温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 関係機関や関係諸団体と連携して、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入推進、低公害車の普及やアイドリングストップなどの自動車対策並びに緑化の推進、ごみの減量化・資源化による*循環型社会の構築に努めます。

■ 公害対策の推進

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害防止のため、大気・水質・騒音などの測定、必要な規制の強化、調査・監視体制の整備、公害防止に関する啓発などを推進します。特に、市民生活に起因する台所排水などによる河川の水質汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染などの防止に努めます。
- 公害処理関係機関との緊密な連携のもと、迅速な対応、監視パトロールなどの指導強化、情報開示などに努めます。
- 公害苦情処理全般にわたる専門的知識を有する職員を養成します。

■ 各種調査の実施

- 環境の保全・創造に係る施策を効果的なものにするため、施策の策定及び実施の基礎となる河川水質、大気などの環境調査を継続的に実施するとともに、生態系調査・緑の実態調査を適宜実施し、これらの結果を公表します。

施策
2-1-2

ごみ減量・リサイクルの推進

目的	対象	市民、事業者
的意図		ごみの減量・資源化を促進し、環境に配慮したごみ処理が行われる

ごみの減量・資源化が促進できるようにするために、ごみの*発生抑制・再使用・*リサイクルの推進を図るとともに、環境に配慮したごみ処理が行われるようなシステムの構築に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *資源化率	19.1% (平成18年度)	23.0% (平成24年度)
② 家庭系ごみの1人1日当たりの発生量	832g (平成18年度)	794g (平成24年度)
③ 事業系ごみの年間排出量	26,541 t (平成18年度)	23,500 t (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 大量消費社会の進展を背景として、ごみの量が著しく増加するとともに、生活様式の変化などにより、紙やプラスチックなどの多様な使い捨て容器が氾濫するようになっています。
- ◆ 近年の地球環境や環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められるなかで、廃棄物処理の問題は、ますます重要視され、大量生産、大量消費、大量廃棄といった*ライフスタイルが見直されてきています。
- ◆ これからのごみ処理行政は、ごみを燃やして処理するという考え方から脱却し、ごみを資源として活用することが求められています。
- ◆ 市民・事業者がそれぞれの立場で、ごみの減量化を進めるとともに、発生したごみの分別収集の徹底と再資源化に取り組み、*循環型社会への転換を図ることが求められています。また、社会全体の取組として、消費型のサイクルを改めてごみの減量化を進めることが必要です。
- ◆ 本市では、平成19年3月に「*一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量やリサイクルの推進を図り、循環型社会の実現を目指すこととしています。

施策の内容

■ ごみの発生抑制・再使用・リサイクルの推進

- ごみの減量化・資源化を推進していくため市民、事業者、行政が実施すべき行動指針を策定します。
- ごみの減量化・資源化を促進するための施策を展開します。

- ごみのリサイクル実現のため、再生品の利用の促進を図ります。
- ごみ処理費用が組み込まれたごみ処理システムの構築を検討します。

■ 市民、事業者、行政のパートナーシップの充実

- 各種団体の減量化資源化活動の支援を図ります。
- 廃棄物減量等推進員を通じて、適正な分別排出の徹底を図ります。

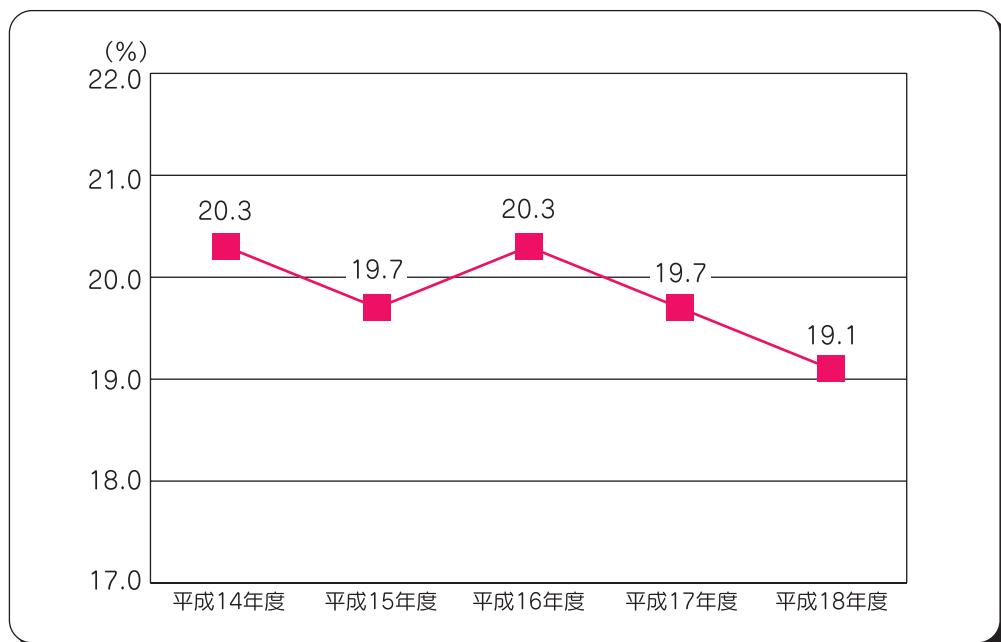
■ 広報・啓発・環境教育の推進

- 広報・市ホームページを充実し、ごみ処理に関する情報などを提供します。
- ごみ関連イベントを開催し、ごみ問題に関する啓発を図ります。
- 施設見学会などを活用し、環境教育の充実を図ります。

■ 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

- ペットボトルを除くその他プラスチック製容器包装など分別収集品目の拡充を図ります。
- 市で処理できないものや法律に基づきリサイクルルートが確保されているものの適正な処理を促進します。
- 分別収集品目の拡充にあわせ、資源化施設の整備を図ります。
- エネルギー回収推進施設やリサイクル施設など、環境に配慮した廃棄物処理施設の整備を検討します。

資源化率



施策
2-1-3**環境意識啓発と身近な取組の推進**

目的	対象	市民、事業者
意図		一人ひとりが率先して、環境美化や*地球温暖化防止に取り組む

一人ひとりが率先して、環境美化や地球温暖化防止に取り組むようにするために、環境保全に対する意識啓発に努めるとともに、環境美化活動の促進や環境衛生の推進を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 環境保全リーダー研修修了者数	204人 (平成18年度)	304人 (平成24年度)
② 日頃から環境問題（温暖化、省エネルギー、ごみ減量等）について意識している市民の割合（市民意識調査）	84.8% (平成19年度)	95% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められるなかで、地域における衛生的な生活環境の維持は、ますます重要視されてきています。
- ◆ 環境美化については、空き地の維持管理、ペットの飼い主のモラル向上などが、求められているとともに、一人ひとりが「まちをきれいにする」意識を持ち、環境美化活動に取り組むことが不可欠となっています。
- ◆ 地球温暖化をはじめとする、さまざまな環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への関心と理解を深めると同時に、*ライフスタイルを見直し改めるなど、具体的な行動を実践することが大切です。

施策の内容

■ 環境美化活動の促進

- 道路・河川・水路などの美化に向け、自治会を中心とした市民主導による環境美化活動を促進します。また、耕作放棄地などの遊休地に対し、適切な管理指導を行います。
- クリーンアップ作戦を定期的に実施します。

■ 環境衛生の推進

- 害虫の駆除、公衆便所の維持管理の充実、管理が行き届かない空き地をなくすなど、安全で衛生的な地域環境づくりに努めます。
- 犬の登録や狂犬病予防注射、飼育マナーの徹底など、飼育者に対する管理指導を強化します。

■ ごみ散乱防止対策の推進

- 関係機関と連携し、不法投棄の監視、取り締まりを強化します。
- ポイ捨てされるタバコの吸殻や容器包装に対して、対策の検討を行います。

■ 環境保全に対する意識啓発

- 「*環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境の保全・創造を推進するため、さまざまな機会を通して、市民一人ひとりの問題として、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
- 商品やサービスを購入する際、環境の視点を重視し、環境に与える影響ができるだけ少ないものを選ぶ「グリーン購入」の促進に努めるとともに、廃棄物減量等推進員による意識啓発も進めます。
- 環境保全リーダーの育成や関係団体との連携強化を図り、環境保全への取組体制の充実を図ります。

■ 環境教育・環境学習の充実

- *生涯学習活動との連携を図り、生涯を通じた環境学習機会の充実を図ります。
- 学校などにおいては、市職員などによる環境学習出前講座の実施や学校*ビオトープ等の整備などを通じ、環境教育の充実に努めます。



地域美化活動

施策
2-2-1

犯罪抑止のまちづくりの推進

目的	対象	市民
意図		犯罪を抑止するための環境が整い、暴力などから守られる

犯罪を抑止するための環境が整い、市民が、暴力などから守られるようになるため、暴力排除・暴力追放を推進するとともに、交番・駐在所の適正配置と警察官などの常駐の働きかけや、防犯施設の整備に努めます。

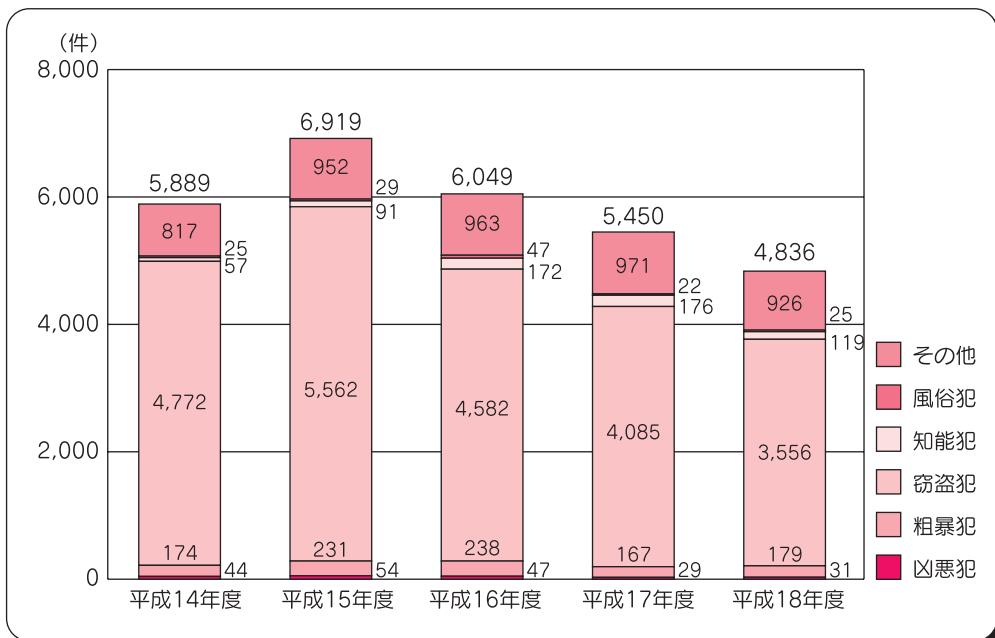
施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 犯罪・暴力排除に関する研修会参加者数	635人 (平成18年度)	1,000人 (平成24年度)
② *青色回転灯防犯パトロール車登録台数	2台 (平成18年度)	12台 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 社会の多様化・複雑化を背景に、犯罪が起こりやすい環境となっており、ひつたくりや空き巣などの犯罪が依然として多く、市民の不安が高まっています。
- ◆ 暴力排除気運の高まりと取締り強化により、暴力団は社会から孤立しつつありますが、凶悪犯罪や薬物犯罪は、市民生活にとって大きな脅威となっています。

犯罪発生件数



■ 交番・駐在所の適正配置

- 犯罪を防ぎ、治安を向上させ、安全な市民生活を確保するため、交番・駐在所の適正配置と警察官などの常駐を関係機関に働きかけていきます。

■ 防犯施設の整備

- 防犯設備の整備を進めるとともに、防犯体制の強化を図ります。
- 必要に応じて、防犯カメラの設置を検討します。

■ 暴力排除・暴力追放の推進

- 暴力排除推進協議会や警察などの関係機関との連携により、暴力のない住みよいまちを目指して暴力追放意識の啓発活動を推進します。
- 公営住宅などへの暴力団関係者の入居制限を行います。



青色回転灯防犯パトロール車

施策
2-2-2

地域の防犯力の向上

目的	対象	市民
	意図	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの防犯意識が高まる ・地域における防犯活動が活発に行われる

市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域における防犯活動が活発に行われるようになるため、防犯意識の啓発に努めるとともに、安心安全情報の共有や地域ぐるみの防犯活動の展開を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *安心安全メールの登録者数	3,000人 (平成19年度末) (推計値)	10,000人 (平成24年度末)
② 防犯キャンペーン活動参加者数	1,650人 (平成18年度)	2,400人 (平成24年度)
③ 防犯パトロールを行っている自治会の割合	60% (平成18年度)	70% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 都市化が著しく進み、社会環境の変化とともに、地域の連帯感が希薄になり、犯罪が起こりやすい環境が形成されています。そのため、警察や防犯団体との連携を密にして、市民の防犯意識を高め、安心して暮らしやすいまちづくりが必要とされています。
- ◆ 犯罪や非行を未然に防止するためには、家庭、職場、学校、地域社会などの理解と協力のもとに、普段から犯罪の発生防止について心がけるよう、防犯意識の啓発を図るとともに、地域に根ざした幅広い防犯活動を展開していく必要があり、市民ぐるみで防犯体制の強化を図っていくことが重要です。

■ 防犯意識の啓発

- 地域ぐるみの防犯意識の高揚を図ります。
- 関係機関との連携のもとに、広報活動の充実により、犯罪から身を守る知識の普及及び防犯意識の啓発に努めます。

■ 地域ぐるみの防犯活動の展開

- 犯罪防止のため、防犯運動を進めて、明るく犯罪のない地域づくりに努めます。
- 自主防犯活動団体の育成・支援に努め、地域防犯対策の推進を図ります。

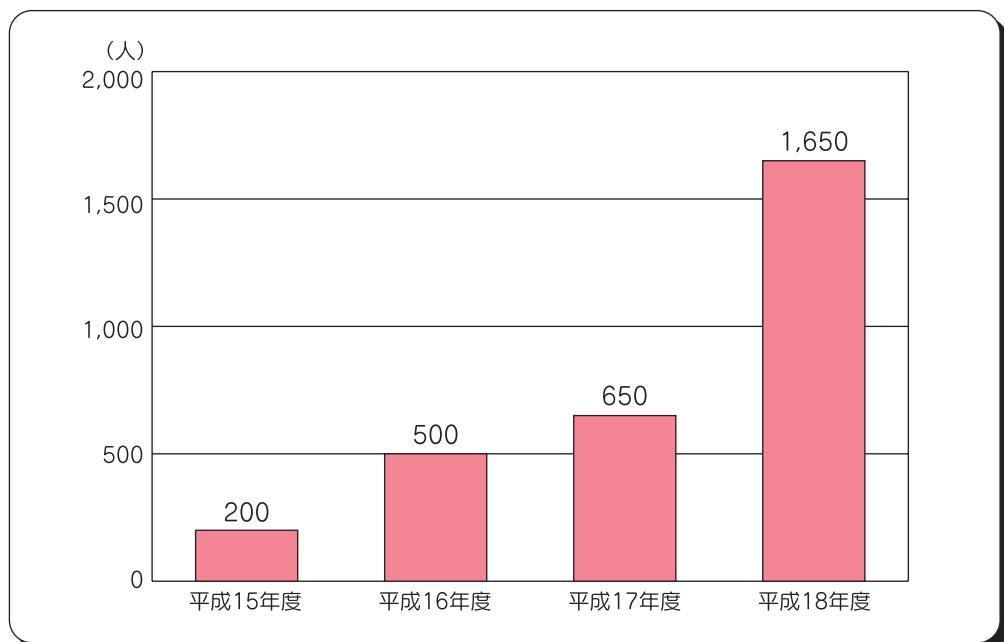
■ 地域防犯体制の充実

- 防犯協会や警察などの関係機関との連携により、犯罪の未然防止施策を促進し、自主防犯体制の充実を図りつつ、自治会との連携を強化し、地域防犯推進員を中心とした防犯活動を促進します。

■ 安心安全情報の共有

- 犯罪・災害・不審者情報などの伝達の迅速化・共有化を図るための安心安全メールの拡充を図り、市民一人ひとりの防犯などへの意識を高めるとともに地域の防犯力の向上を図ります。

防犯キャンペーン活動参加者数



施策
2-2-3

交通安全対策の推進

目的	対象	道路の利用者
意図		交通ルールとマナーが守られ、道路を安心して通行できる

交通ルールとマナーが守られ、道路を安心して通行できるようにするため、交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備や交通規制及び放置自転車・違法駐車対策の推進を図ります。

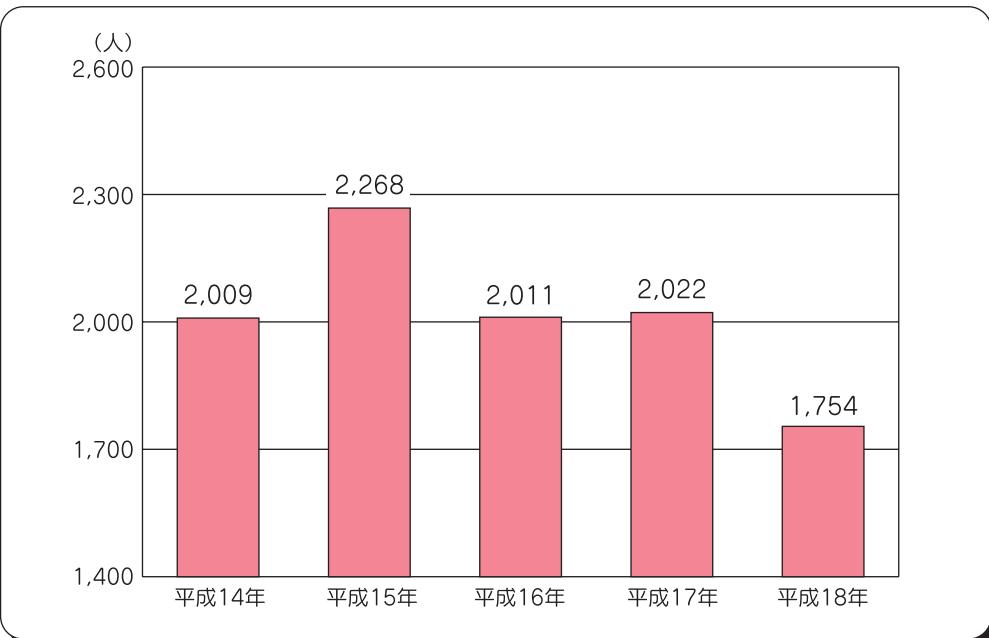
施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 交通事故死傷者数	1,754人 (平成18年)	1,700人 (平成24年)
② 交通安全教室の実施回数	75回 (平成18年度)	80回 (平成24年度)
③ 道路反射鏡（カーブミラー）の設置数	3,003か所 (平成18年度末)	3,300か所 (平成24年度末)

現状と課題

- ◆自動車保有台数の増加や生活形態の多様化などを背景に、交通事故は、依然として多発している状況にあります。そのため、市民の交通安全意識の高揚とともに、事故形態や道路交通環境にあわせた交通安全施設を整備する必要があります。
- ◆高齢社会の進行に伴い、高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースが増加しており、高齢者に対する交通安全対策が求められています。
- ◆歩行者や車両の安全な通行の妨げとなる放置自転車や違法駐車対策も不可欠です。

交通事故死傷者数（各年12月31日現在）



■ 交通安全意識の啓発

- 警察や関係団体と連携を図り、市民の交通安全意識を高めるための広報啓発活動や年齢層に応じた交通安全教育を推進します。特に高齢者の交通安全意識の高揚を図るための事業を推進します。
- シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい取り付け方など、自動車の安全な運転に関する知識の普及に努めます。

■ 交通安全施設の整備

- 交通の安全を確保するため、道路反射鏡（カーブミラー）、区画線、道路標識、街路灯などの交通安全施設を整備します。
- 事故発生割合の高い交差点や道路においては、路面表示や*キララ舗装、*グリーンベルトなどによる交通事故抑制対策を推進します。

■ 交通規制の推進

- 交通情勢の変化に応じた交通規制の実施や信号機の設置を関係機関に要請します。

■ 交通事故被害者救済対策の充実

- 交通事故被害者に対する救済のため、関係機関と連携を深め、交通事故相談体制の充実を図ります。また、各種手当への支給など交通遺児対策の充実に努めます。

■ 放置自転車・違法駐車対策の推進

- 自転車利用者に対し、マナー向上のための広報啓発活動を行うとともに、自転車の誘導整理や放置自転車の撤去などの対策を推進します。
- 違法駐車に対する取締りの強化を関係機関に要請します。



交通安全教室

施策
2-2-4

消費者の利益の擁護

目的	対象	消費者
意図		<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な消費生活を送ることができる ・いつでも消費・商品に関する情報が得られ、相談できる

安心・安全な消費生活を送ることができるようにするため、消費者意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する情報提供及び相談体制の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 消費生活情報アクセス件数	650件 (平成18年度)	1,000件 (平成24年度)
② 消費生活相談件数	306件 (平成18年度)	500件 (平成24年度)
③ 消費に関する講座の参加者数	89人 (平成18年度)	150人 (平成24年度)

現状と課題

- ◆多様化・個性化する消費者のニーズにあわせて、多種多様な商品・サービスが次々と登場しており、中には複雑・高度な商品のために、消費者の知識や情報では対応できないという問題も生じています。特に、資産運用に関する詳しい知識がないまま、個人が投資などに関わるケースも増えており、情報通信網による通信販売や通信接続にまつわるトラブルの報道も見受けられます。悪質商法や欠陥商品など、若者や一人暮らしの高齢者が被害者となるケースも多くなっています。
- ◆これらの問題に対処し、消費者生活の安定を確保するためにも、個々の消費者が責任を持って主体的に行動することが求められており、その際、消費者への情報提供や保護が必要となります。
- ◆市民生活に直結する消費活動の安全性を高めることは、県東部地域の商業拠点である本市にとって重要です。消費生活相談窓口では、消費生活相談員が市民からの相談や苦情処理にあたっていますが、相談件数は年々増加しつつあり、また、相談内容が複雑化し、問題解決まで長期化する傾向もあります。そのため、相談日の増加など、相談業務の充実が求められています。
- ◆計量の制度は、社会経済の最も基本的な制度であります。計量の基準を定め、適正な計量を確保し、消費者の日常生活を保護していく必要があります。このため、事業者は*計量制度を十分認識するとともに、*計量思想の普及啓発に努めることが求められています。

■ 消費者意識の高揚

- 安全で快適な消費生活を実現するため、自ら判断し行動する消費者を育て、啓発活動や相談、消費生活に関わる適確な情報の提供体制の充実を図るとともに、消費者意識の高揚に努めます。

■ 消費生活に関する情報提供及び相談体制の充実

- 消費生活講座などを開催することによって、消費生活に関する情報の提供を行い、消費者の契約をめぐるトラブルを未然に防止します。
- 社会経済情勢の変化に応じて多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、消費生活相談日を増加するなど、相談業務・窓口の充実に努めます。

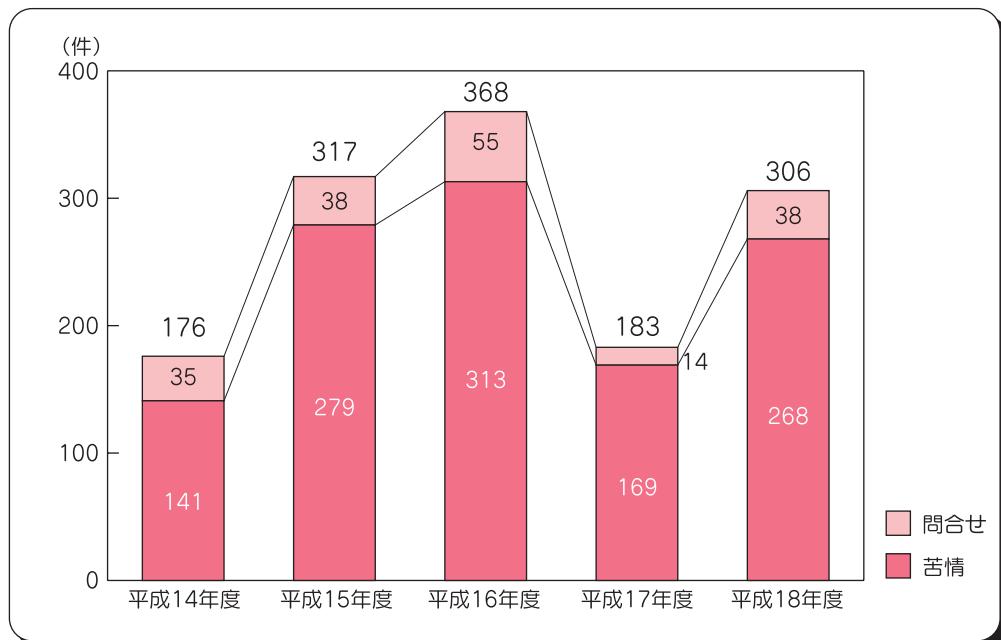
■ 消費者団体の活動支援

- 地域において消費者が進める自主的・主体的活動や消費者団体の活動を支援するとともに、各活動のネットワーク化を促進します。

■ 計量思想の普及・充実

- 適正な計量の実施の確保を目的に、特定商品の量目立入検査、特定計量器を使用する事業者への立入検査、取引・証明に使用するはかりの定期検査を実施します。
- 商工まつりなどのイベントを活用し、広く計量思想の普及に努めます。

消費生活相談件数



施策
2-3-1

災害に強いまちづくりの推進

目的	対象	市民、市内全域
	意図	・災害から生命や財産を守ることができる ・災害に強いまちになる

災害から市民の生命や財産を守り、災害に強いまちになるようにするため、*危機管理体制を確立するとともに、避難対策・復旧対策の充実や情報収集・情報伝達機能の向上を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 備蓄量 (上段：食料、 中段：毛布、 下段：簡易トイレ)	164,672食 (平成18年度) 18,947枚 (平成18年度) 314台 (平成18年度)	165,000食 (平成24年度) 25,000枚 (平成24年度) 360台 (平成24年度)
② 地震などの災害対策に満足している市民の割合（市民意識調査）	6.5% (平成19年度)	13% (平成24年度)

現状と課題

- ◆阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件などを契機に、都市の安全性や危機管理に対する重要性が再認識されています。
- ◆本市では、平成19年3月に改訂した「*地域防災計画」に基づき、防災知識の普及啓発と*自主防災組織の育成、防災情報収集伝達体制の整備、相互応援協定の締結、飲料水兼用耐震性貯水槽及び非常用食料などの備蓄備品の整備、避難場所の指定などに取り組んでいます。今後も、災害に強いまちづくりを推進するため、適宜、「地域防災計画」を見直していくとともに、より即応的、機動的な防災体制の整備が課題となっています。
- ◆防災倉庫の整備や非常用食料などの備蓄のほか、*防災情報システムの構築が重要な課題として挙げられますが、特に台風などの風水害時には、防災行政無線における正確な情報伝達が危惧されているため、情報伝達の手段や方法などについての調査・研究を行う必要があります。
- ◆本市は、江戸川、中川、大落古利根川及び新方川の流域に属しているため、河川の溢水や決壊時における浸水被害想定や避難場所の再点検など、水害対策の充実を図る必要があります。
- ◆*首都圏外郭放水路の完全通水により、台風や集中豪雨による浸水被害が大幅に軽減されてきていますが、近年の田畠の減少による保水機能の低下から、急激な降雨時においては、依然として浸水被害の発生が懸念されます。

■ 地域防災計画の策定及び推進

- 「地域防災計画」に基づいて、平時より危機管理体制の充実に努めるとともに、国・県の動向、社会状況の変化に応じて計画の見直しを行います。
- 「地域防災計画」及び「職員初動マニュアル」を適宜見直し、災害対応能力の充実・強化に努めます。

■ 危機管理体制の確立

- 地震や風水害、*武力攻撃事態や大規模テロなどの*緊急対処事態などの災害に対して迅速に対処できる危機管理体制の確立を図ります。
- 武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態などに備えて、住民の避難、避難住民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。

■ 初動対応体制の整備

- 多様な災害の発生を想定して、初動対応体制の整備を進めます。
- 災害時における重傷者や救援物資などを航空輸送する体制として、臨時ヘリポートの確保に努めます。

■ 避難対策の充実

- 災害時に市民が速やかに、かつ安全に避難できるように、避難場所の確保や避難経路の指定、誘導案内板の設置など、避難対策の充実を図ります。特に、*災害時要援護者の円滑な避難に向けて、居住地の把握や、救助者の確保などの体制づくりに努めます。
- 防災資機材の点検・修理・補充、応急復旧用機材の整備、飲料水や非常食品、毛布など備蓄物資の見直しによる避難生活用物資の充実及び備蓄倉庫の計画的な整備・確保など、応急活動体制の強化を図ります。
- 緊急輸送道路の整備や代替輸送道路の確保を計画的に進め、大規模災害時における輸送体制について関連する輸送機関や運輸会社など、関係機関との調整の上、「地域防災計画」に基づいた協力を働きかけます。
- 災害時における医療救護体制については、医療機関及び薬局・薬店との連携を強化し、円滑な医療救護体制の充実に努めます。

■ 復旧対策の充実

- 大規模災害時における電気・ガス・上下水道・電話などの*ライフラインの復旧に関して、関係機関と連携し、より迅速に対応できるように努めます。
- 災害時における広域応援協力体制の確立を図ります。

■ 情報収集・情報伝達機能の向上

- 災害時における初動対応・応急対策、さらには*二次災害防止に、正確な情報の迅速な収集・伝達がきわめて重要であるため、電話の不通、市街地の拡大や建築物の高層化などによる防災行政無線の難聴地域の解消に向けて、防災行政無線の機能充実などに努めます。また、*衛星通信ネットワーク及び*防災情報システムを利用した情報収集、連絡体制の充実に努め、新たな情報伝達機器の導入についても、研究を進めます。

■ 都市の防災性の向上

- 公共施設の耐震性の向上、道路・公園の整備や農地・緑地の保全による*オーブンスペースの確保など、公共施設や都市基盤の整備にあたっては、計画・立案の段階から関係部局との連携を図り、防災性の向上及び災害を念頭において整備を推進します。
- 市街地での火災の危険性を低減し、火災に強い市街地を形成するため、建物の不燃化を促進する「防火地域」及び「準防火地域」の指定を推進します。

■ 耐震改修の促進

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「耐震改修促進計画」を定め、公共建築物及び民間建築物の耐震化を推進します。
- 住宅や建築物の耐震化を推進するため、耐震診断及び耐震改修を支援します。

■ 高規格堤防の整備促進

- 江戸川沿いの*スーパー堤防の整備促進を図り、災害に強く自然にやさしい河川環境づくりを進めます。

■ 国・県管理の河川改修の整備促進

- 台風などの集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、国や県が管理する*一級河川の整備を促進します。

■ 河川・水路施設の整備推進

- 都市化の進展に伴う、雨水流出量の増大に対する治水対策として、*準用河川の改修や幹線水路・生活排水路の整備を推進します。



防災訓練



防災備蓄倉庫



水防工法演習

施策
2-3-2

消防・防災体制の充実・強化

目的	対象	市民、市内全域
意図		火災や災害に対して、迅速に対応できる

火災や災害に対して、迅速に対応できるようにするために、消防・救急体制の充実を図るとともに、*防災拠点や消防力の強化や消防職員の資質向上及び救急業務の高度化に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 救命講習受講者数	1,349人 (平成18年度)	1,800人 (平成24年度)
② 自衛消防訓練参加者数	17,068人 (平成18年度)	19,000人 (平成24年度)

現状と課題

- ◆近年、住宅の密集化、建物の高層化が進み、火災発生時における危険度は増加の傾向にあります。また、地震などの大規模災害やN B C災害（N：放射性・B：生物・C：化学）などの特殊災害に対応するため、ますます消防・救急・救助の活動業務は複雑多様化しています。
- ◆市民が安心して安全に暮らすためには、消防・防災体制の充実・強化を図るとともに、効果的な予防対策を進めることが不可欠です。
- ◆複雑多様化する建築物や危険物施設に対し予防査察の強化を図り、効果的な安全対策を進めることが不可欠です。
- ◆高度化する救急業務に対応するため、救急資機材の整備・充実、*救急救命士の養成及び医療機関との連携強化など、救急体制の充実を図る必要があります。また、市民への応急手当の普及啓発を進める必要があります。

施策の内容

■ 防災拠点の強化

- 災害による被害を最小限にとどめるため、防災センターを活用して、防災知識の啓発や防災情報の提供を行うとともに、災害時の防災拠点としての強化を図ります。

■ 消防・救急体制の充実

- 消防活動体制・緊急指令体制・火災予防体制・救急救助活動体制などの整備を行い、消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。
- 地域住民や消防団及び消防関係機関との協力体制を整備して、総合的な消防体制の強化を図ります。

- 迅速かつ的確な消防活動を行うため、消防緊急通信指令施設を充実させるとともに、消防・救急無線のデジタル化を図ります。
- 年々増加する救急件数や病院問い合わせ件数に対応するために、市ホームページ及び広報紙などの媒体を活用し、市民に情報が浸透するよう努めます。

■ 消防力の強化

- 複雑多様化する災害に対応するため、消防庁舎や消防団車庫などの施設及び装備品・資機材の整備、並びに消防水利などの適正な配置などを行い、消防力の強化を図ります。
- 火災・救急・救助及び大規模災害・N B C災害などの特殊災害に対応するため、消防車両・高度救急・救助資機材などの整備充実を図るとともに、既存車両及び資機材を計画的に更新します。また、消防活動の強化を要する地域における消防活動体制の充実・強化を図ります。

■ 消防職員の資質向上

- 火災をはじめ、大規模災害などに対応できるよう、消防職員の教育・訓練を充実します。
- 高度な業務遂行を可能にするため、職員を消防学校などへ計画的に派遣し、知識及び技術を習得させるなど、消防活動体制の強化・充実に努めます。

■ 火災予防対策の充実

- 事業所などに対する予防（防火）査察や防火指導を徹底し、予防の強化を図ります。防火管理体制の指導強化に努めます。

■ 救急業務の高度化

- 救命率の向上を図るため、医療機関との連携を強化し、医師による救急隊への指示・助言体制や事後検証体制の充実、高度救命処置用資機材の整備、救急救命士の養成及び再教育など、*メディカルコントロール体制の推進に努めるなど、救急業務の高度化を図ります。また、市民や在勤者などを対象とした、救命講習会の充実を図ります。

■ 大規模災害及び特殊災害における体制の確立

- 地震などの大規模災害及びN B C災害などの特殊災害に対応するため、関係機関との連携を図るとともに、国及び県などが組織する緊急消防援助隊、埼玉県下消防相互応援などの応援・受援計画を策定します。また、*武力攻撃事態などにおける国民保護のための措置に関する法律に基づき、消防機関の災害対応計画を策定します。

施策
2-3-3

地域の消防・防災力の確立

目的	対象	市民
意図		一人ひとりが自主的に火災・災害に備え、地域による救援活動が行われる

市民一人ひとりが自主的に火災・災害に備え、地域による救援活動が行われるようにするため、*自主防災組織の活動を支援するとともに、市民の防火・防災意識の普及啓発、消防団活動の活性化を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 自主防災組織結成率	92.3% (平成18年度)	96% (平成24年度)
② 自主防災訓練参加者数	8,853人 (平成18年度)	10,000人 (平成24年度)
③ 自主防災補助件数	157件 (平成18年度)	186件 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 本市では、防災知識の普及啓発と自主防災組織の育成、防災訓練の実施などに取り組んできました。今後も、大規模災害に備えて、関係機関との連携を図るとともに、市民の防災意識の啓発や地域防災体制の強化が必要となっています。
- ◆ 一人ひとりの防火・防災意識の高揚を図り、災害に強いまちをつくるため、自治会及び自主防災組織、各種団体などへの火災予防指導や広報活動を積極的に推進する必要があります。また、訓練指導を通じて、ひとり暮らし世帯の防火指導など、防火・防災意識を深めてもらうことも必要です。
- ◆ 地域防災の中心となる消防団では、女性消防団員の採用をはじめ、施設・装備の充実など、活性化に努めていますが、今後も消防団員の安定的確保を図るために、消防団協力事業所表示制度の導入や防火訪問などを積極的に行い、事業所や地域との連携を図りながら消防防災力の充実強化など一層の推進を図ることが求められます。

■ 自主防災組織の活動支援

- 市民・事業所・行政が一体となった防災体制の拡充、地域における自主防災体制の整備・充実、ボランティア・関係機関との連携による*災害時要援護者対策の確立など、地域防災体制の強化を図ります。
- 市民と行政が連携を図りながら災害に強いまちづくりを進めるため、全地区での自主防災組織の組織化に努めるとともに、自主防災組織などの活動を支援します。
- 自主防災組織の育成にあたっては、各組織に整備された資機材を使用した訓練を通して、効果的な防災知識の普及に努めます。

■ 市民の防火・防災意識の普及啓発

- 総合防災訓練や水防訓練の実施については、従来の防災関係機関のみならず、より多くの団体などの参加を促進し、市民の防火・防災意識の高揚・啓発に努めます。
- 広報紙において継続的な防災情報の提供を行うほか、幼稚園・小・中・高等学校における行事を通じて、また事業所などを対象に防災情報の提供を行うことにより、防災知識の普及に努めます。
- 自主防災組織の訓練などを通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、高齢者などの世帯を中心として、防火意識の高揚と初期消火に対する知識を高めるため、市民に対する火災予防知識の普及と消火訓練の実施や広報活動の充実に努めます。
- 浸水が想定される地域などを示した*洪水ハザードマップ及び地域の危険性を示す*地震ハザードマップなどを作成し、各戸配布することにより、防災意識の高揚に努めます。

■ 消防団活動の活性化

- 消防団員の安定的確保と活力ある消防団づくりを目指します。
- 地域に密着した消防団活動を展開するため、市民に対する訓練指導、広報活動に努めます。
- 消防団拠点施設や消防団車両などの計画的な更新に努めます。

